

## 特別委員（農産物）名簿

中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
栗原 眞	農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官
加藤 浩生	全国農業協同組合連合会 千葉県本部 営農販売企画部 部長
下山 久信	公益社団法人 日本農業法人協会
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 農産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

## 特別委員（畜産物）名簿

佐藤 衆介	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 教授
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
藁田 純	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
南波 利昭	公益社団法人 中央畜産会 副会長
八木 淳公	公益社団法人 畜産技術協会 緬山羊振興部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 畜産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

## 特別委員（水産物）名簿

大関 芳沖	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 審議役
中 裕伸	水産庁漁政部企画課長
重 義行	一般社団法人 大日本水産会 専務理事
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会 常務理事
佐々木 康弘	全国水産加工業協同組合連合会 参事
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 水産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕



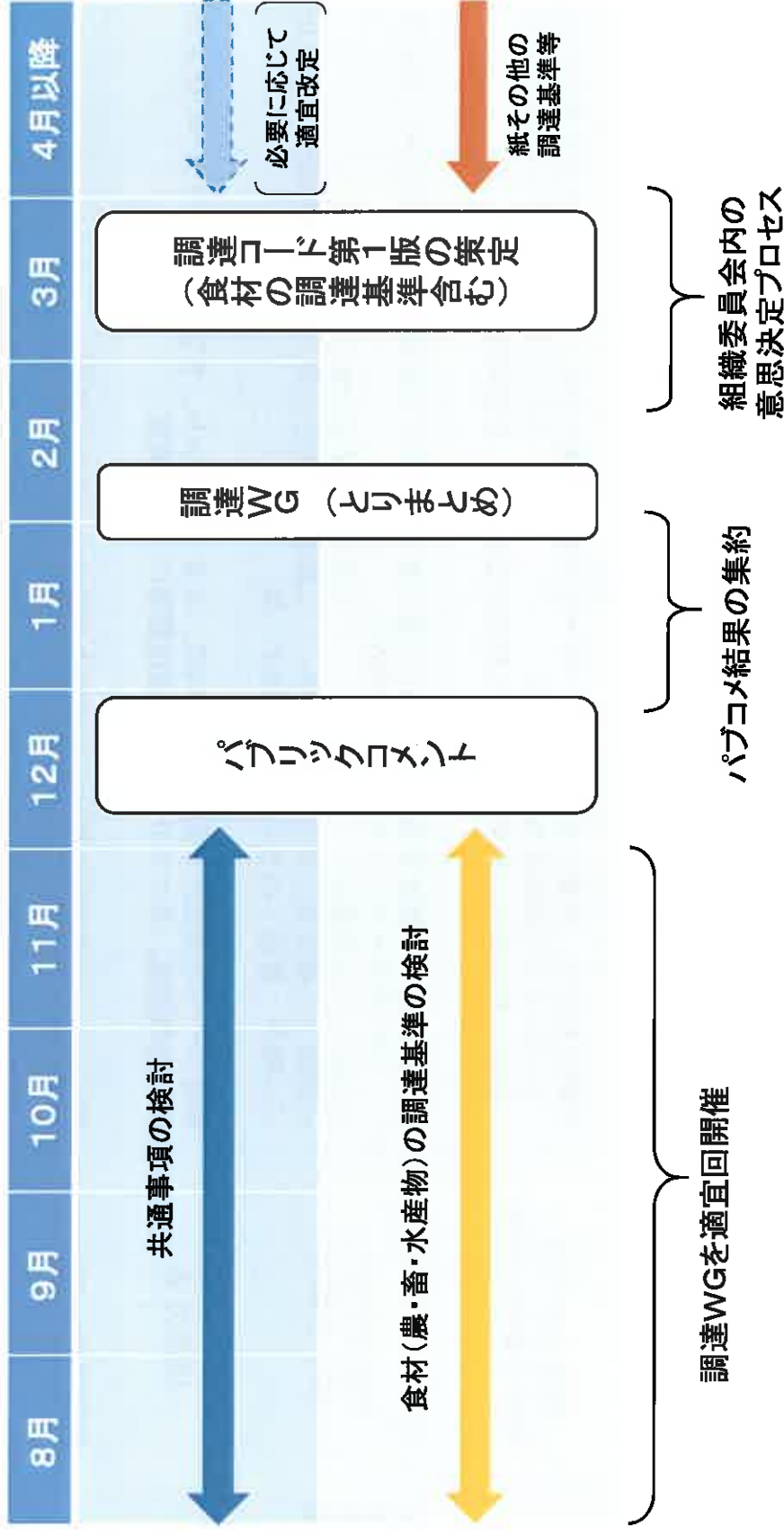
# 「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要について

## 資料2

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定することを検討。

主な項目	内容
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
調達における持続可能性の原則	<p>組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① どのようなように供給されているのか</li> <li>② どこから採り、何を使って作られているのか</li> <li>③ サプライチェーンへの働きかけ</li> <li>④ 資源の有効活用</li> </ul>
共通事項 持続可能性に関する基準	<p>組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜全般＞ 法令遵守</li> <li>＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等</li> <li>＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等</li> <li>＜労働＞ 児童労働の禁止 等</li> <li>＜経済＞ 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等</li> </ul>
担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等処理する仕組みを設置
物品別の個別基準	<p>重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象＞ 木材（策定済）、農産物、畜産物、水産物、紙（今後検討）、パーム油（今後検討）</li> </ul>

# 「持続可能性に配慮した調達コード」の検討スケジュールについて(案)



※上記スケジュールは目安であり、検討の状況に応じて変更する場合があります。

2016. 12. 5 時点



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
持続可能性に配慮した調達コード  
(案)

○年○月

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

## 構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 調達における持続可能性の原則
4. 持続可能性に関する基準
5. 担保方法
6. 苦情処理システム
7. 物品別の個別基準
8. その他

別添 1：用語

別添 2：物品別の調達基準

### 1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京 2020 大会において、「持続可能性に配慮した運営計画」（〇年〇月）に基づき、「環境」、「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進する。

その中で、組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、大会開催のために真に必要な物品やサービスを調達していくとともに、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じてその社会的責任を果たしていくべきと考えており、その具体を検討するための原則として、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016 年 1 月）を策定している。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記基本原則の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 中核的労働基準」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

その上で、組織委員会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、本調達コードと同様の取組が拡大し、デリバリーパートナーやサプライヤーを含め広く社会に持続可



能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

## 2. 適用範囲

本調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、パートナー企業から調達するものを含む。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。

調達コードの遵守やサプライチェーンへの働きかけの方法については、5. 担保方法に規定する方法に従うものとする。

## 3. 調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能性に配慮した大会の準備・運営を実現するため、透明性やデュー・ディリジェンスの概念を含む4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行う。

<4つの原則>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) どのように供給されているのかを重視する</li><li>(2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する</li><li>(3) サプライチェーンへの働きかけを重視する</li><li>(4) 資源の有効活用を重視する</li></ul> |
|--|

また、組織委員会は、調達物品等が、選手、大会スタッフ、観客など全ての関係者にとって、安全かつ衛生的であり、また、関係者の宗教的・文化的多様性に十分配慮され、差別・ハラスメントのないものとなるよう留意する。

## 4. 持続可能性に関する基準

4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンシー並びにそれら

のサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

## （１）全般

### ①法令遵守

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。

### ②報復行為の禁止

サプライヤー等は、法令違反や差別等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

## （２）環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。

その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

### ①省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

### ②低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

### ③その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組

むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

#### ④ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。

サプライヤー等は、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。

#### ⑤ 容器包装等の低減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。

#### ⑥ 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

#### ⑦ 資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

#### ⑧ 生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

### (3) 人権

組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、

性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。

#### ①国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約）を遵守・尊重しなければならない。

#### ②差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

#### ③地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

#### ④女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

#### ⑤障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。

#### ⑥子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親への支援等に配慮すべきである。

#### ⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

#### （4）労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会は、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。

##### ①国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの中核的労働基準）を遵守・尊重しなければならない。

##### ②結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

##### ③強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

##### ④児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

##### ⑤雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による<sup>111</sup>雇用や待遇の面での差別をしてはならない。

##### ⑥生活賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

#### ⑦長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については著しく健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

#### ⑧職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、メンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

#### ⑨外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対して、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸基準省令）に定める不正行為などの不当な労働管理を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

### （5）経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。東日本大震災等の被災地の復興への配慮も必要である。このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

#### ①腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

#### ②公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買ったたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

#### ③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

#### ④知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

#### ⑤責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

#### ⑥情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報を法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

#### ⑦地域経済の活性化

東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等

に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。

## 5. 担保方法

### (1) 調達コードの理解

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

### (2) 事前のコミットメント

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

### (3) 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきであるiv。

### (4) 伝達

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自社の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。

### (5) サプライチェーンへの働きかけ

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに働きかけるべきである。このような働きかけにあたって、サプライヤー又はライセンシーは、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライヤー・分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーシ



ヨンを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。

#### (6) 取組状況の記録化

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、組織委員会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、特に調達物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。

#### (7) 取組状況の開示・説明

サプライヤー及びライセンシーとなることを希望する事業者は、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、組織委員会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、サプライヤー及びライセンシーは、取組状況について、組織委員会の求めに応じて開示・説明しなければならない。

#### (8) 遵守状況の確認・モニタリング

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがあり、サプライヤー及びライセンシーはこれに応じるものとする。サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

#### (9) 改善措置

サプライヤー及びライセンシーに調達コードの不遵守があることが判明した場合、組織委員会は、当該サプライヤー及びライセンシーに対し改善措置を要求し、一定期間内

に改善計画書を提出することを求める。この場合、サプライヤー及びライセンサーは、当該期間内に、改善計画書を提出した上、組織委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンサーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、サプライヤー及びライセンサーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー及びライセンサーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。

## 6. 苦情処理システム

組織委員会は、調達コードの不遵守に関する苦情を適切に処理するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

組織委員会は調達コードの不遵守に関する苦情を受けた場合、苦情の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、サプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションを促進し、当該苦情が解決するよう必要な対応を行う。

苦情処理システムの詳細については組織委員会が別途定める手続きによるものとする。

## 7. 物品別の個別基準

以下のものについては、4～6が適用されるほか、それぞれ別添の調達基準が適用される。

- ・木材（別添2－1）
- ・農産物（別添2－2）
- ・畜産物（別添2－3）
- ・水産物（別添2－4）
- ・紙（仮）（2017年度以降検討予定）
- ・パーム油（仮）（2017年度以降検討予定）

## 8. その他

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービスにおいて、調達コードを尊重するよう働きかける。

---

i 4つの原則の内容については、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」(2016年1月)の文書を参照 (<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>)

ii, iii 肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む。

iv 持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するに当たっては、国連のビジネスと人権に関する指導原則が企業に対して求める人権デュー・ディリジェンスの手法も参考となる。

## 別添1 用語

本文書における用語の意味は以下のとおりとする。

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
ライセンス商品	組織委員会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
サプライヤー	組織委員会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者（1次サプライヤー）
ライセンシー	大会エンブレム等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
デリバリーパートナー	計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方公共団体、民間機関
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー・ライセンシーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
製造・流通等	組織委員会への納品・サービス提供またはライセンス商品の販売等までの原材料の採取、製造、流通などのプロセス。（持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（またはバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、組織委員会への納品・サービス提供までとする。）
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性に関する健康の権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。

(別添 2 - 2)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物について、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

#### 持続可能性に配慮した農産物の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP Advance または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記2の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機

関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する農産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

(別添 2 - 3)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物について、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

#### 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準 (案)

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品(※)及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。〕

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP<sup>注1</sup>または GLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の

①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」<sup>注2</sup>に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。

6. サプライヤーは、上記2を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。

7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

8. サプライヤーは、使用する畜産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 JGAP については、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権の尊重にアニマルウェルフェアを加えた畜産物の総合的なGAPとして、一般財団法人日本GAP協会が平成29年度より運用開始予定のもの。

注2 GAP 取得チャレンジシステムについては、農林水産省の補助事業により実施するものであり、JGAP 取得を推進するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針、環境と調和のとれた農業生産活動規範の各チェックシートをベースに、JGAP 取得につながる取組・項目をリスト形式で提示し、生産者が自己点検した内容を第三者（事業実施主体）によって確認するもので、平成29年度より運用開始予定のもの。



(別添 2 - 4)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物について、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

#### 持続可能性に配慮した水産物の調達基準 (案)

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品 (※) 及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

2. サプライヤーは、水産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①漁獲又は生産が、漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ②天然水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③養殖水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、AEL、ASC による認証を受けた水産物については、上記 2 の①～④を満たすものとして認める。このほか、FAO のガイドライン<sup>※</sup>に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記 2 の①～④を満たすものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (3) 上記2の①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること。

5. サプライヤーは、上記2を満たす水産物を選択する上で、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

7. サプライヤーは、使用する水産物について、上記3～6に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注：・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)

・ Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)

・ Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

## 別紙（４の（１）～（３）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の４の（１）～（３）については以下のとおりとする。

調達基準２の①～④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

- ①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。
  - ・FAOの「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
  - ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
  - ・国際的な管理が行われている漁業にあつては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。
- ②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
  - ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。
  - ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。
- ③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
  - ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
  - ・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。
- ④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
  - ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
  - ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
  - ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
  - ・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。



《農産物》

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

<推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

(要件①～③を満たすもの)

ア JGAP Advance、

GLOBAL G.A.P.、

組織委員会が認める認

証スキーム

イ 「農業生産工程管理

(GAP)の共通基盤に関

するガイドライン」に準拠

したGAP かつ 都

道府県等公的機関によ

る第三者の確認

サプライヤー(ケータリング事業者等)



《畜産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

＜推奨される事項＞

- ・有機畜産により生産された畜産物
- ・農場HACCPの下で生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(生鮮食品)

＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

加工  
(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

(要件①～④を満たすもの)

ア JGAP、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

- ・エコフィードを用いて生産された畜産物
- ・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

サプライヤー(ケータリング事業者等)





## 《水産物》

### ＜要件＞

- ① 漁獲又は生産が、漁業関係法等に照らして、適切に行われていること。
- ② 【天然水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的に資源管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ 【養殖水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(生鮮食品)

### ＜国産を優先的に選択＞

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

加工

(加工食品)

(要件①～④を満たすもの)

ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したものとして組織委員会が認める認証スキーム

イ 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、要件④について確認されているもの

ウ 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ要件④について確認されているもの  
エ その他要件①～④を満たすことが確認されているもの

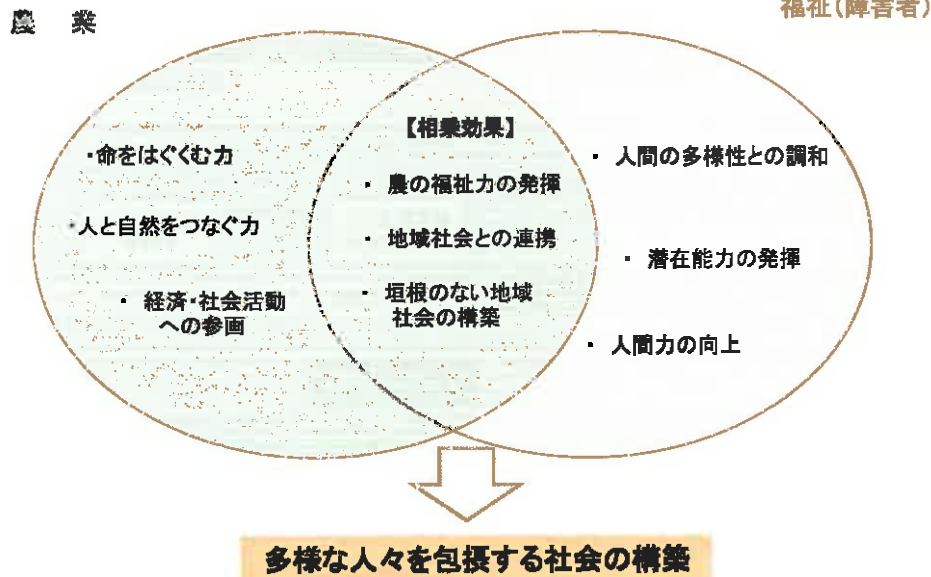
主要な原材料である水産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)



- 農業においては、障害者の特性に応じた作業が可能であること、癒やしの場であること、地域とのつながりが生まれるといった効果があることから、障害者の活躍の場として、福祉施設が農業活動に取り組む事例が増加。
- 福祉(障害者)においては、農業活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が評価。
- 農業と福祉が連携し、それぞれが持つ特性が活かされ、相乗効果が発揮されることにより、地域共生社会の実現を図ることにつながる。

## ○ 農業と福祉(障害者)の連携(イメージ)



1

## 社会福祉法人 E. G. F (山口県萩市)

～ 障害者が力をあわせ未来の農業を支える ～



### 経緯

- 生活のできる基盤を障害者が自らの手でつかみ取ることを目指して、就労継続支援事業所「のんきな農場(Easy Going Farm)」を設立(平成20年)し、「農」に取り組む(障害者 58人在籍)。

### 取組

- メロン、有機栽培イチゴ、野菜の苗作りから収穫、加工まで、障害者の能力に応じ各工程に障害者が関わり事業を展開。
- 12粒2,500円で販売する有機栽培イチゴ、高い需要の国産手剥き栗など、下請け的な作業ではなく、「本物づくり」を目指し、営業に力を入れて、農作物、加工品を販売。

### 取組の成果

- 自然豊かな環境で農業に取り組むことで、精神的にも障害者の安定に寄与し、障害者区分の改善に効果。
- 雇用が確保され、安定した給与の下で農業に従事できることから、市外、県外からの就職希望があり、移住者が増加。

2

# 「花の木農場」(社会福祉法人 しらほとかい 白鳩会)

( きもつきぐん 鹿児島県 みなみおおすみちよう 肝属郡 わじめかわきた 南大隅町根占川北 )

## ～ 農福連携の先駆者 6次産業化により高工賃を実現 ～



茶の栽培・加工・販売



養豚・解体・加工

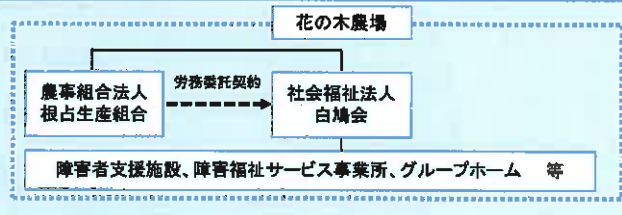


多様で高品質な加工品



### 経緯

- 社会福祉法人白鳩会が昭和53年に、就労訓練を終えた農業による障害者の雇用の場を確保するため、農事組合法人根占生産組合を設立。
- 社会福祉法人白鳩会は、主として、生活の場+就労訓練の場を提供し、農事組合法人根占生産組合は、就労の場を提供。それらを運営する敷地全体を「花の木農場」という。



### 取組

- 所有農地と借地を合わせて25haの農地で、茶・ニンニク・大豆・トマト等を生産。
- 農場で生産した大豆・肉などの販売・加工施設等を平成12年に降に開設し、6次産業化を実施。
- さらに、養豚(年間3,000頭出荷)及び解体・加工にも取組み。

### 取組の成果

- 根占生産組合が白鳩会との労務委託契約により、障害者の就労の場を多数創出。花の木農場において100名程度の障害者が農業、加工業に従事。
- お茶やハム・ソーセージを始めとする高付加価値な加工品を販売することによって、障害者の高工賃(賃金)を実現。
- 地域農業の担い手として活躍。

## 農福連携マルシェ

- 「農」と「福祉」の連携を広く一般に認知してもらうことを目的に、平成27年度から農林水産省と厚生労働省の連携による「農福連携マルシェ」を開催
  - ①平成27年6月22日 「農福連携マルシェ」キックオフ・イベントを農水省内で開催
  - ②平成27年11月3日 「農福連携マルシェin京都」として京都府庁内で開催
  - ③平成27年11月10日 厚労省内で開催
  - ④平成27年12月21,22,24日 「農福連携ミニマルシェ」として農水省内で開催
  - ⑤平成28年1月28日 厚労省内で開催
  - ⑥平成28年5月29日～30日 「農福連携マルシェ2016」として有楽町駅前広場で開催(16団体が出店)



○ 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった重要な農林水産業システムを認定する仕組み。

	世界農業遺産 (正式名称: Globally Important Agricultural Heritage Systems(GIAHS))	日本農業遺産
認定の対象	世界において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域	世界及び日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域
認定基準 及び 選考の考え方	1. 世界的重要性(①～⑤は必須) ①生計の保障、②生物多様性、③農法、 ④文化、⑤土地利用 2. 歴史的重要性 3. 現代的重要性	1. 世界及び国内的重要性(①～⑤は必須、②、③を重視) ①生計の保障、②生物多様性、③農法、 ④文化、⑤土地利用 2. 歴史的重要性 3. 現代的重要性 4. 日本独自の観点 ①災害等に対する回復力、②多様な主体の参加、 ③6次産業化の推進
認定する者	国連食糧農業機関(FAO)	農林水産大臣
審査する者	FAOによる認定審査:世界農業遺産科学助言グループ 日本における承認審査:世界農業遺産等専門家会議(事務局農水省)	世界農業遺産等専門家会議(事務局農水省)
認定の状況	世界15カ国36地域が認定(日本では8地域が認定)	平成28年度から開始された制度 年度内の認定(初回)に向けて現在審査中

## 世界農業遺産認定地域

世界15ヶ国36地域が認定(うち日本では8地域が認定)

国名	認定を受けたシステム(認定年)	国名	認定を受けたシステム(認定年)	
①日本	1.トキと共生する佐渡の里山(2011)	④中国(続き)	19.プーアルの伝統的茶農業(2012)	
	2.能登の里山里海(2011)		20.会稽山の古代中国トレヤ(2013)	
	3.静岡の茶草場農法(2013)		21.宣化のぶどう栽培の都市農業遺産(2013)	
	4.阿蘇の草原の維持と持続的農業(2013)		22.興化の嵩上げ畑農業システム(2014)	
	5.クスギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環(2013)		23.佳県の伝統的中国ナツメ農園(2014)	
	6.清流長良川の鮎(2015)		24.福州のジャスミン・茶栽培システム(2014)	
	7.みなべ・田辺の梅システム(2015)		⑤バングラデシュ	15.フローティングガーデン農法(2015)
	8.高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム(2015)		⑥フィリピン	26.イフガオの棚田(2011)
②インド	9.カシミールのサフラン農業(2011)	⑦イラン	27.カシャーンのカナート灌漑システム(2014)	
	10.コラプットの伝統農業(2012)	⑧UAE	28.アル・アイン及びリワの伝統的ナツメヤシ栽培システム(2015)	
	11.海拔以下でのクッタナド農業システム(2013)	⑨アルジェリア	29.ゴートオアシスシステム(2011)	
③韓国	12.青山島のグドゥルジャン棚田灌漑管理システム(2014)	⑩ケニア	30.マサイの牧畜(2011)	
	13.済州島の石垣農業システム(2014)	⑪タンザニア	31.マサイの牧畜(2011)	
④中国	14.青田の水田農業(2005)	⑫チュニジア	32.アグロフォレストリーシステム(2011)	
	15.ハニ族の棚田(2010)	⑬モロッコ	33.ガフサのオアシスシステム(2011)	
	16.万年の伝統稲作(2010)	⑭チリ	34.アトラス山脈のオアシスシステム(2011)	
	17.トン族の稲作・養魚・養鴨(2011)	⑮ペルー	35.チロエ農業(2011)	
	18.アオハンの乾燥地農業(2012)		36.アンデス農業(2011)	

# 国内の世界農業遺産認定地域の概要

2011年  
認定

## トキと共生する佐渡の里山 (新潟県佐渡市)



生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、生物多様性を保全する農業を展開。

## 麓登の里山里海 (石川県能登地域)



急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く掛け浜式製塩法や海女漁などを継承。

2012年  
認定

## 静岡の茶草場農法 (静岡県掛川周辺地域)



茶畑の周りの草地(茶草場)から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息。

## 阿蘇の草原の維持と持続的農業 (熊本県阿蘇地域)



「野焼き」「放牧」「採草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。景観が保持され数多くの希少な動植物が生息。

## クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環 (大分県国東半島宇佐地域)



降水の少ない半島で、椎茸栽培に用いる原木用のクヌギ林により水通かん養し、ため池を連結させることで水を有効利用。

## 清流長良川の鮎 (岐阜県長良川上中流域)



水源林の育成や河川清掃などの人の管理により清流が保たれる「里川」であり、鮎釣りや鮎製り網漁等の伝統漁法が継承。

2015年  
認定

## みなべ・田辺の梅システム (和歌山県みなべ・田辺地域)



窒分に乏しい斜面の梅林周辺に崩壊防止を目的とした水溝建設や崩壊防止、薪炭林を活用した和歌山県産の生炭と、日本ミツバチを受粉に利用した梅栽培。

## 高千穂嶽・椎葉山の 山間地農林業複合システム (宮崎県高千穂郡・椎葉山地域)

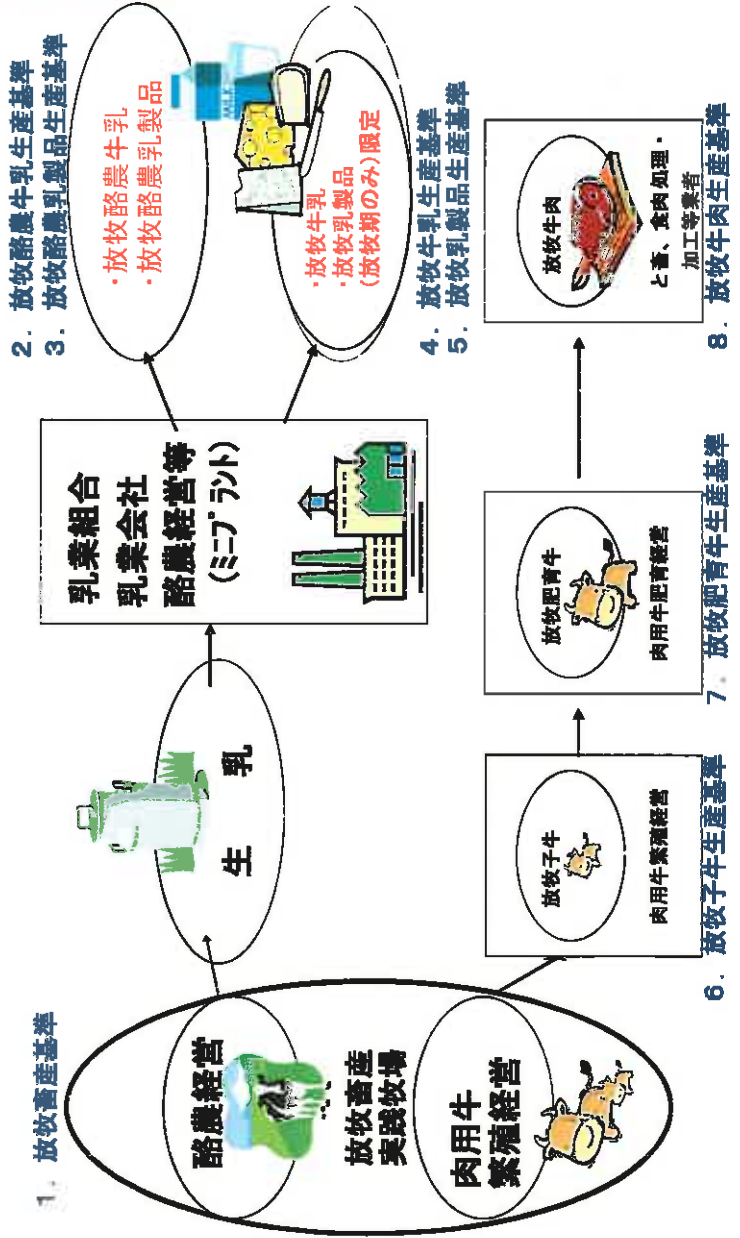


険しく平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したしいたけ栽培、和牛や茶の生産等を組み合わせた複合経営。

- (一社)日本草地畜産種子協会が、平成21年から、放牧に取り組む牧場のうち、放牧面積や放牧期間について一定の要件を定め、それを満たした牧場について「放牧畜産実践牧場」として認証。また、これに併せて、放牧畜産実践牧場で生産される牛乳、アイスクリーム等についての認証も実施。
- 現在(平成28年11月)、牧場では50件、畜産物では10件(牛乳3件、アイスクリーム3件、チーズ1件、ヨーグルト1件、牛肉2件)が認証されているところ。
- 今後とも、放牧畜産基準認証制度についてより一層の理解促進や積極的な広報活動を推進。

### ■ 放牧畜産の生産フローと8つの基準認証

放牧畜産物を生産する牧場における飼養管理事項の基準を定めた「放牧畜産基準」の他、酪農では4つの生産基準、肉用牛では3つの生産基準を策定。



※ 放牧畜産基準認証マーク  
放牧畜産認証が得られた畜産物等に使用が認められる。

	認証の種類	件数
A	放牧畜産基準(放牧畜産実践牧場)	50
B	放牧酪農牛乳生産基準	3
C	放牧酪農乳製品生産基準	3
D	放牧牛乳生産基準	—
E	放牧乳製品生産基準	2
F	放牧子牛生産基準	4
G	放牧肥育牛生産基準	2
H	放牧牛肉生産基準	2

注：放牧畜産実践牧場内配 酪農40戸 肉用牛(繁殖)10戸





# 参考資料1

## 低炭素WG委員から調達コード（低炭素関連部分）へのご意見

※第4回低炭素WG（2016年9月30日）以降に寄せられたご意見

項目	発言者	内容
①省エネルギー	小西委員	<p>【原案】消費エネルギーの低減に努めなければならぬ。</p> <p>【修正案】消費エネルギーを低減しなければならぬ。</p>
②低炭素エネルギー	小西委員	<p>【原案】CO<sub>2</sub>排出係数の低いエネルギーの使用に努めなければならない。</p> <p>【修正案】CO<sub>2</sub>排出係数の低いエネルギーを使用しなければならぬ。</p>
③その他の方法	小西委員	<p>【原案】サブライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に努めなければならぬ。</p> <p>その例として、ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）冷媒への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。</p> <p>【修正案】サブライヤー等は、調達物品等の製造・流通などにおける温室効果ガスの発生を低減しなければならぬ。</p> <p>その例として、ノンフロン技術・自然冷媒の使用、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。</p>
④資源保全に配慮した	小西委員	<p>【原案】原材料の使用に努めなければならない。</p> <p>【修正案】原材料を使用しなければならぬ。</p>
自然冷媒	小西委員	<p>1. 日本でのノンフロン冷媒や自然冷媒の普及状況</p> <p>自然冷媒の普及に手がける欧州のコンサルタント企業 shecco がまとめた「GUIDE Japan」に普及状況が機器ごとにとまとっていますので関連部分について添付します。<a href="http://publication.shecco.com/publications/">http://publication.shecco.com/publications/</a></p> <p>2. ロンドン大会で自然冷媒が9割だったという情報の根拠</p> <p>ロンドンオリンピック及びロンドンパパラリンピックのサステナビリティ戦略に関した「Commission for a Sustainable London 2012（持続可能な2012年ロンドン・オリンピック&amp;パパラリンピック競技大会を目指す委員会：以下CSL）」が開催後となる2012年11月に出した「Post-Games Report」のP28にふれられています。また、CSLが2009年9月25日にイギリスの文化省（Department for Culture, Media and Sport, DCMS）に提出したHFCフリーに関する文書で、HFC採用のチャラーの代替として自然冷媒アンモニア使用チャラーを推奨していたのも確認できます。</p> <p><a href="http://www.csllondon.org/wp-content/uploads/downloads/2009/09/20090925%20From%20CSL%20to%20Chair%20of%20BSG%20HFC.pdf">http://www.csllondon.org/wp-content/uploads/downloads/2009/09/20090925%20From%20CSL%20to%20Chair%20of%20BSG%20HFC.pdf</a></p>

内 容		
項目	発言者	内 容
自然冷媒	小西委員	<p>3. 自然冷媒は安全性の面で問題がないか 日本では、自然冷媒の利用にあたって、高圧ガス保安法や冷凍規則によって定められております。ただし物質（ア ンモニア、炭化水素、CO<sub>2</sub>など）によって違うので、詳細については別途明日までにおおくりします。</p> <p>4. その他自然冷媒を推奨する上で留意すべき事項 物質によって留意点が異なると思います。アンモニアや CO<sub>2</sub> はすでに商品化され、安全上も問題なく利用が拡大し ています。</p> <p>一方、日本では炭化水素に対してのメーカーの過剰な危険性への注意喚起があり、同時に本来は利用に向けてすす められるべき客観性の ある安全性の評価などがを進んでおらず、使用しにくい環境があります。そのため普及が海外 に比べて非常に遅れている状況ではないかと思えます。</p> <p>安全性評価などがこの機会にすすめられることに期待します。</p>
自然冷媒	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての機器で自然冷媒を用いることが出来ず、特に、エアコン等空調分野では、現時点で有力な自然冷媒がなく、低 GWP 冷媒を用いた機器への代替しかできないため、低 GWP 冷媒という文言は残す。</li> <li>・日本でのノンフロン冷媒や自然冷媒の普及状況 →我が国では、省エネ型自然冷媒機器の普及促進に対して支援を行っており、この3 ヶ年で約 1500 箇所の施設で自然 冷媒機器が普及する見込み</li> <li>・自然冷媒は安全性の面で問題ないか →ガスとしての安全管理の面では、高圧ガス保安法（経済産業省所管）等により適正な使用方法等について規制され ている。また、冷媒を使用する機器メーカーも、安全管理のための適切な使用方法等を定めている。このため、法基準 や機器メーカーの定める用途に適合する使用においては、安全性での問題は無いとの認識</li> <li>・その他自然冷媒を推奨するうえで留意すべき事項 →我が国の自然冷媒機器の導入実績では、自然冷媒機器に転換することで、同等能力のフロン機器に比べて3 割程度の 省エネ効果が得られることから、CO<sub>2</sub>対策としても有効なツールである。</li> </ul>

内 容	
項目	発言者
自然冷媒	環境省
全体の表現	東京都

・ロンドン大会で自然冷媒が9割だったという情報の根拠  
→環境省にはありませんでした。

【原 案】 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生を低減できる機会を可能な限り有効に活用しなければならぬ。その例として、ノンフロン・自然冷媒を用いた機器の導入、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

【修正案】 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生を低減できる機会を可能な限り有効に活用しなければならぬ。その例として、ノンフロン（自然冷媒）・低 GWP（地球温暖化係数）冷媒を用いた機器への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

【再修正案】 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生を低減できる機会を可能な限り有効に活用しなければならぬ。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。」

・日本語がわかりにくいので、委員からの意見を踏まえ、もう少しシンプルかつ前向きな日本語にすべきと考えます。低炭素WG委員の意見をキチンと擦り合わせて結論を出すことを要望いたします。



資源管理WG委員から「調達コード（素案）」の資源管理に関する部分へのご意見

※第4回資源管理WG（2016年10月17日）以降に寄せられたご意見

調達コード(素案)の項目 ④：資源保全に配慮した原材料の採取、⑥容器包装等の低減、⑦3Rの推進

項目	コードの修正案	理由
④⑥⑦ 共通	<p>「努めなければならぬ」 ⇒「しなければならぬ」</p>	<p>(古澤委員) もともと、これらの項目は、「資源の保全に配慮した適切な」、「最少化」、「再利用・再生利用しやすい」、「有効な利用」等の文言が入った取組を求めるものです。労働分野の「強制労働の禁止」、「児童労働の禁止」のように明確に可否を判定できる行為を要求するものではありません。したがって、「努めなければならぬ」と「しなければならぬ」の実質的な違いは、積極的な姿勢・メッセージを示すかどうかというところに尽きます。</p> <p>「努めなければならぬ」という文言では、表現があまりに弱くなってしまう。特に、環境分野については、全項目が「努めなければならぬ」となってしまうために、一層、その印象が強くなっていきます。</p> <p>なお、この表現に関しては、低炭素WGでも議論が行われていると承知していますので、副詞句（例、「可能な限り」等）を付け加えるかどうかについては、低炭素WGの議論も踏まえて整理していただきたいと考えます。</p> <p>⇒ (杉山委員) 「努めなければならぬ」→「しなければならぬ」という修正意見に賛成します。「努めなければならぬ」では表現として弱すぎると思います。</p> <p>調達コードを英訳した場合、該当部分の訳語は「shall」が用いられるのではないだろうか。たとえば、ISO14001の場合は、要求事項が「shall」、それ以外は「should」というように使い分けられていると思います。日本語の語感とあわせて、英訳した場合のワーディングも含めてご検討いただければ幸いです。</p> <p>⇒ (森口委員) 「努めなければならぬ」では不十分、という趣旨は、WG議事録案14/21で私からも発言していたところであり、今回の古澤委員の意見、それを支持された杉山委員の意見に全面的に賛同いたします。</p>
④	<p>金属資源について</p>	<p>(古澤委員) ④に関連して、先日のWGでは、金属資源の採取に関わる問題がイメージできるような表現に修正すべきと発言しましたが、改めて読んでみると、④は再生可能資源の再生可能な採取に関する項目と理解しましたので、無理に金属資源に関する記述を盛り込むのは適切でないと考え直しました。</p> <p>金属資源の採取については、大規模な自然地形の改変、住民の強制立ち退き・土地に対する権利侵害、森林破壊、鉱さいダムの崩壊等による重金属汚染、採掘跡地の放置（汚染リスクの放置）、小規模金採掘に伴う水銀汚染・健康被害、強制労働、児童労働、危険な労働環境などが世界各地で生じていて、ほぼ毎週のように報道があります。問題とな</p>

⑦	<p>「サブプライヤー等 は、<u>可能な限り</u><sup>1</sup>再生 品や<sup>2</sup>再生資源を含む 原材料の利用に<u>取り 組まなければならな い</u>。また<sup>1</sup>、廃棄物の 発生抑制や再使 用<sup>3</sup>、<sup>3</sup>再生利用、再 使用・再生利用がで きない場合<del>は</del>のエネ ルギー回収」</p>	<p>っている金属資源も、金、鉄、アルミ、銅、ニッケル、コバルト、紛争鉱物、レアアースと様々です。 調達コード（素案）を全体としてみると、「調達物品等の製造・流通等」という表現は「原材料の採取」を含むとい うことでしようから、これらの問題の多くに一定の対応ができています。</p> <p>(古澤委員)</p> <p>1. 先日のWGでも述べたように、再生資源の利用は資源循環分野における大きな課題であるので、表現を明確にすべき と考えます。また、廃棄物の発生抑制以降の事項とは性質が異なるので、文を分けた方がわかりやすいと考えます。</p> <p>2. 3Rの優先順位に鑑み、調達に際しても再生品の選択が考慮されるべきです。</p> <p>3. 原案では、再使用と再生利用が同列になっていて、循環型社会形成基本法や運営計画案に示されている考え方に合致 しません。</p>
---	---	---